

慰安婦問題を調査する国連

京新
八月九日
社説

国連人権委員会が、第二次大戦中の旧日本軍の従軍慰安婦問題について実態調査に乗り出すことになった。国連機関が独自にこの問題を調査するのは初めてのことである。

わが国にとってなお続く「戦後処理」の重要課題の一つであり、真剣な取り組みが問われている。冷戦後、国連を中心に国際協調をつたう日本としては、今回調査にも積極的に協力、相応の責務を果

たさねばなるまい。

従軍慰安婦問題に関しては今月初め、当時、宮沢内閣の河野官房長官が政府の調査結果として、その強制連行の事実を公式に認め、謝罪の意を表明したところである。

それまで政府は昨年七月の第一次報告で旧日本軍を含む日本政府の「関与」は認めたものの、「強制性」には「それを裏付ける資料がない」と言を左右にして

きた経緯がある。

この間、韓国を中心に元慰安婦から補償を求める訴訟や民間団体の支援活動も活発化、韓国政府からは真相究明と「誠意ある措置」を求める要請もあつて、新たな対応が懸案事だった。

両国関係に限らない。同じような問題はその後、朝鮮民主主義人民共和国（北朝鮮）や中国、フィリピン、オランダなどからも提起され、国連の調査を要請する訴えが出ていた。こんどの国連人権委員会の決議はこうした情勢を重視したものに違いない。

国連人権委員会は国連経済社会理事会の補助機関で、国連が高く掲げる人権思想の発展と人権擁護を援助する組織として、世界各地で人権侵害の調査に当たるなど多くの実績を有する。

ジュネーブで開催された国連人権委員会の差別防止小委員会は、大戦中の旧日本軍の従軍慰安婦問題や旧ユーゴの人権侵害などを調査する「特別報告者」に米国人女性のリンダ・シャバス委員を選んだ。全会一致の決議である。ここに重大な国際認識があることを、私たちは知らねばならない。

特別報告者は事実関係の調査とともに犠牲者の補償や社会復帰を求める権利の

法的な分析なども行い、一九九五年には上部組織になんらかの勧告も含む最終報告を行うことになる。

従来、同問題の国連討議に消極的だったわが国だが、この新局面には相応の誠意ある態度を示す必要がある。すでに差別防止小委員会がわが国代表はさきの調査結果を説明し、今後、調査協力に応じる意向ともいわれる。当然だ。

このたび新たな連立政権のトップに就いた細川首相は国会の所信表明でさきの大戦に「侵略行為」のあったことを認め反省とおわびの気持ちを示した。従来の自民党政権よりも一歩踏み込んだ表明は近隣諸国からおおた好感をもって受け止められたようだ。

が、この言葉を裏付けるのに、どのような実を示しうるか、である。細川首相は代表質問に対して歴史認識と戦後補償に一線を画するともこたえた。ただ法的論議とは別に現実問題として一部にいわれるなんらかの「補償に代わる措置」なども真剣に検討する必要がある。

国連人権委員会は慰安婦問題以外に、旧ユーゴの人権侵害についても調査する。イデオロギーや宗教などを超え、人道的見地からこれら国際的な規範に取り組むのは国連の重要な任務である。